

点検報告義務のある防火対象物・報告の期間

防火対象物の項別区分		防火対象物の用途 (消防法施行令別表第1)	点検結果報告の期間
(1)項	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	1年ごとに1回
	ロ	公会堂、集会場	
(2)項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブなど	
	ロ	遊技場、ダンスホール	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗((1)項イ、(2)項ニ、(4)項、(5)項イ又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)など	
	ニ	カラオケボックス、漫画喫茶、インターネットカフェ、個室ビデオなど	
(3)項	イ	待合、料理店など	
	ロ	飲食店	
(4)項		百貨店、マーケット、物品販売店舗、展示場	
(5)項	イ	旅館、ホテル、宿泊所など	
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅	
(6)項	イ	病院、診療所、助産所	1年ごとに1回
	ロ	特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、自力避難困難者が入所している小規模福祉施設など	
	ハ	老人福祉施設、有料老人ホーム((6)項ロに該当するものを除く。)、障害福祉サービス事業を行う施設など	
	ニ	幼稚園、特別支援学校	
(7)項		学校	3年ごとに1回
(8)項		図書館、博物館、美術館など	
(9)項	イ	蒸気浴場、熱気浴場など	1年に1回
	ロ	公衆浴場(蒸気浴場、熱気浴場などを除く。)	
(10)項		車両の停車場、船舶又は航空機の発着場	3年ごとに1回
(11)項		神社、寺院、教会等	
(12)項	イ	工場、作業場	
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ	
(13)項	イ	自動車車庫、駐車場	
	ロ	航空機の格納庫	
(14)項		倉庫	
(15)項		事務所等((1)項から(14)項までに該当しない事業場)	
(16)項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	1年ごとに1回
	ロ	(16)項イに該当しない複合用途防火対象物	
(16の2)項		地下街	1年ごとに1回
(16の3)項		建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限り。)	
(17)項		重要文化財等	3年ごとに1回
(18)項		延長50メートル以上のアーケード	

は特定防火対象物